

和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会 議事録

1 日時：平成31年2月15日（金）16：00～18：00

2 場所：農林水産省第2特別会議室

3 出席者

委員：穴田委員、小谷委員、櫻井委員、島田委員、高橋委員、林委員、宮島委員

農林水産省：枝元生産局長、富田畜産部長、伏見畜産振興課長、関村室長、富澤室長、高井室長、沖田室長、坂本課長補佐、大竹課長補佐

4 概要：

【枝元局長より冒頭挨拶】

（枝元局長）第1回和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様方におかれては、日頃から農林水産行政、とりわけ畜産行政の推進に当たり、特段のご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、和牛は、国内の生産者、関係者が長い年月をかけて改良してきた我が国固有の貴重な財産であり、また、攻めの農林水産業の施策の一翼を担う牛肉の輸出拡大を図る上でも、その遺伝資源の保護・活用は大変重要な課題であると認識しているところ。

一方、昨年、和牛の受精卵が輸出検査を受けずに中国に持ち出され、中国当局において輸入不可として取り扱われた事案が発生し、我が国における和牛遺伝資源の適正な流通管理の徹底を求める声が高まっていると思料。このような情勢を踏まえ、和牛の精液、受精卵等の遺伝資源の流通管理について検討するため、本検討会を設置した。委員の皆様方は、和牛の精液等の流通や知的財産、契約等について幅広い見識を有しており、今後の和牛遺伝資源の流通管理の適正化について活発なご議論をお願いし、私の挨拶とさせていただきます。

【伏見課長から資料に基づき委員の紹介】

【伏見課長から資料1に基づき設置要領の説明】

【座長選任】

（伏見課長）それでは、議事に入る前に検討会の座長を選任させていただく。ご異論がなければ事務局から座長を指名させていただきたいが、よろしいか。

（異議なしの声）

（伏見課長）それでは肉用牛関係の研究家として幅広い知見をお持ちである島田委員に座長をお願いしたい。

（異議なしの声）

（伏見課長）ありがとうございます。以降の議事進行については、座長にお願いする。島田座長、よろしくお願いします。

（島田座長）ご指名があったので、この検討会の座長を務めさせていただく。円滑な議事進行に努めるので、皆様のご協力をお願いしたい。今紹介があったとおり、私は1980年に採用され、島根県の大田市にある農林水産省の当時の中国農業試験場に赴任した。宿舎が職場の敷地内にあったので、職住一致の状態で和牛の研究に携わってきた。生き物としての和牛についてはよく知っているつもりだが、遺伝資源として凍結精液等がどのような形で流通しているのかという点についてはあまり詳しくはない。

2005年からは現場から離れて、研究管理について携わっていたこともあるため、私自身の発言が生産現場の実態からずれていた際は、適宜ご指摘いただきたい。皆様のご協力を得ながら進めていきたい。ご協力をお願いします。

最初に資料①の設置要領の中で、座長代理について検討会の承認を得て委員の中から選任することができるとなっている。そこで本日ご欠席である神戸大学の大山委員に座長代理をお願いしたいと思う。皆様の了承が得られれば後日、私から依頼をさせていただきたい。

（異議なしの声）

（島田座長）ありがとうございます。それでは、これからは、次第に沿って進めていく。最初の議事であるが、和牛の遺伝資源の流通に関して議論を深めていく前に現在の和牛遺伝資源の現状を把握しておく必要があると思料。ついては事務局から、まず和牛遺伝資源をめぐる状況について説明をお願いしたい。

【大竹課長補佐から資料2を説明。】

（島田座長）大竹補佐、どうもありがとうございました。それでは、続いて過去に実施された和牛遺伝資源保護に関する検討経緯について説明をお願いします。

【関村室長から資料3を説明】

（島田座長）どうもありがとうございました。これからの議事の進行であるが、まずはただ今の事務局からの説明を受けて、穴田委員から順に5分を目安に考え等をご発言いただこうと思う。各委員のご発言に入る前に、資料について確認しておきたい部分があれば質問を受けるが。

（特になしの声）

（島田座長）それでは、もし質問があれば発言される際に交えて質問していただきたい。では穴田委員お願いする。

（穴田委員）それでは、私の方からは、資料の中で大竹班長から和牛の品種の成立過程等について説明をいただいたが全国和牛登録協会の立場から補足し、説明を追加させていただきたい。資料2の1p、2pについて、和牛がいかに特異なものであるかという点についてまずは説明させていただく。ここには、和牛の品種の成立の過程が書いてあり、黒毛和種においては在来牛にブラウンスイス種等を交配して改良が進められた品種であるとして書いてある。これはニュアンスが違う部分があり、もともと在来牛というものがいて、明治時代に外国種が在来牛へ改良のために使われたのは事実であるが、農家の当時の反応は、外国種を掛け合わせただけでも、雑ばくなものになったため、これからの日本の品種をどう整理するかが課題となっていたと聞いている。これを受けて、まずは各県単位で品種の整理をしていこうという流れとなり、大正9年に鳥取県から登録制度というものがスタートとした。和牛の歴史を考えると約100年前から、すでに国内にある遺伝資源を活用しながら和牛の登録を行いつつ改良を進めていこうという動きが各県単位で始まっていたことになる。その後、各県単位で取り組んでいたものを、全国統一の登録制度を設置しようという声が高まり、昭和23年に全国和牛登録協会として全国統一の登録制度をスタートさせ、以後和牛の血統を守り改良を進めてきたところである。また、本日の資料2pの中に和牛の登録・登記の流れが記載してあるが、和牛は閉鎖登録でもあるが、選択登録制度を採用している点で、帆あひ品種と比較して特異なものである。この選択登録制度は、一定の基準を満たしたもののみについて、登録を行うことができるという制度であり、これは国内の遺伝資源のみを活用した生産活動と育種改良の両方を進める中で非常に大事な考え方であると思料。つまり、一定の基準を満たすもののみを登録することによって、不良なものを排除し、同時に集団全体の斉一性も高めていくということで、選択登録制度は非常に大事な考え方だと思料。こういった形の中で実施されてきた和牛登録は70年の歴史があり、この選択登録制度を厳密に運用することによって、日本固有の肉専用種が出来上がってきたということであり、海外から入ってきた遺伝子というものは、整理していく対象であったという概念の方が大きかった。そのような考え方で日本の農家によって、経済形質の改良が進められてきたということである。資料3pについても補足させていただくと、平成3年の牛肉輸入自由化を迎えたときに、和牛が海外から入ってきた牛肉に対抗できるのかという状況の中で、平成3年に優良和牛遺伝子保留中央協議会という国内で優秀な遺伝子は守っていこうという協議会を立ち上げた。当協会を事務局として、各都道府県に協議会の窓口的な役割をお願いし、啓発活動を行ってきたが、今回こういった形で海外へ和牛遺伝子が流出してしまうという現状を目の当たりにしているところである。少なくとも4pにあるように、70年の登録の歴史の中で守ってきた和牛の遺伝子は、海外へ生体が出ていった当初のものをベースに改良されているところだが、やはり遺伝子のレベル、飼養管理、環境等を考えると、海外へ出て行ったものと今の和牛とを比べると、その能力の差はかなりあると推察される。そして、資料3の7pであるが、この時は農林水産省からのご指導をいただきながら、国内で和牛遺伝資

源を守ろうという和牛遺伝資源国内活用協議会が立ち上げられた。会員は資料にあるように、種雄牛の飼養管理者に呼びかけ、各県が中心となっているが、みんなで和牛の遺伝資源を守るということを目標としている。この資料は平成30年の6月現在ということであるが、今年、島根県と山口県が加わり、現在は39団体、賛助会員として5団体で国内活用協議会が構成されている。和牛肉が海外へ輸出されることも多くなって、和牛の遺伝資源を海外で利用したいという問い合わせがあった際には、和牛遺伝子というものは、日本の生産者の長年の改良努力によって培われたもので、守るべきものであるという考え方で対応してきた。このように和牛遺伝資源は守るべき、輸出は自粛すべきという意識を醸成してきたところであるが、残念ながら、昨年中国への持ち出し未遂事案が発生した。会員として参加していただいているところについては、当然協議会の趣旨に賛同いただいているところ。表面に出てこない人工授精所、つまり、廃業したような人工授精所、団体、あるいは、中間販売者というところの管理の在り方というものを検討していかなければならないと考えている。いずれにせよ、法律でなかなか国外への持ち出しを縛れないということは、説明を受けておおむね理解したつもりであり、国内での取組については何らかの形で根拠となるようなものを示していただきつつ、活動の支援をいただきたい。以上。

（島田座長）ありがとうございました。穴田委員からは登録制度について補足していただいた。私も和牛の品種改良の研究をやっていた時に、血統を遡るために図書室にあった地方の育種組合時代のガリ版刷りの血統情報を利用していたが、昭和の一桁の年代まで遡ることができた。昔の人たちの努力は相当なものだなと感じた。それでは小谷委員お願いします。

（小谷委員）ご説明ありがとうございました。まずは、今回の検討会の発端となった海外への持ち出しの事案については、改めて、これは中国側で見つかった事案であり、日本国内、水際で阻止できなかったことについて不安を感じている。畜産農家を取材していると、攻めの農業ということで和牛を輸出しようとしているところが多いと感じているが、このような事案が起こることで、これまでの積み上げが台無しになってしまうのではないかなと危惧している。また、資料2の3. 4pあたりに、生体等がアメリカ、オーストラリアに渡ったということであるが、これから20年も月日が経っていることを考えると、日本の改良技術は20年も進んでいるわけで、海外へ渡ったときの和牛のクオリティよりも、和牛が良質になっていることは皆さんご承知のとおりであると思料。近親交配を避けたいという海外生産者もいると聞いているので、米国やオーストラリアが新しい遺伝子を欲しがるのは理解できる。また生産現場を取材する中で、農家は日々、人工授精を業務として取り組んでいるところだと承知している。管理体制という点で大きな機関では厳重に管理されているが、小規模なところについては、頻繁に使う必要があるので精液等については、作業しやすいところに保管しているところを見たことがある。生産者が仕事をしにくくなるのは困るが、管理の方法については検討の余地があるのではないかと考えている。現在、豚コレラが問題になっているが、不良遺伝資源等の流出、流入の双方向で考える必要がある。そこで世界における牛肉の価値をもう一度考えていくべきだと思っている。これに似た話で、イチゴやシャインマスカットの流出があったが、外国側が日本の遺伝資源を欲しがるようになってきて

いることと、メイドバイジャパニーズといって日本の生産者たちが海外で農業を行うことも増えている。その時の遺伝資源の扱いについても整理する必要があると考える。世界で日本の企業等が海外で肉牛生産をしている話もあるが、アフリカでは国際協力の観点から日本固有の鶏を生産しているという話を聞いている。海外で日本の品種を生産している事例は国でも把握しているか。

（富田部長）調べさせていただく。

（島田座長）小谷委員のご意見の中で、小規模な農家では管理がおろそかになるかもしれないという発言があった。資料2の6pで、家畜人工授精所については、人工授精所には開設許可が必要とあるが、下の矢印について、農家は資格がなくても自己の飼養している家畜に対しては授精等を行えるという理解でよいのか。人工授精所の開設の許可のような要件が必要であるか。

（富田部長）家畜改良増殖法では、自己所有の牛への種付け等について、規制はない。自己の所有する牛へ種付けすることだけを目的に精液等を所有することについては、確認の方法も無く、規制の方法も無い。

（島田座長）ありがとうございました。小谷委員の中で重要だと思ったのは、農家は日常業務として人工授精を行っているところで、仮に管理強化を行うこととなった場合に業務量の増加となりすぎないようにバランスをとる必要があると思料。次に櫻井委員お願いします。

（櫻井委員）本検討会においては、基本的に人に知られていないものをいかに、農家が外に出さないかという観点も重要ではないか。その方策の一つとして、精液等を持っている人が精液等を流出させないようにすることに同意してもらうということがある。そうした場合でも、ある程度流出してしまう場合がある。そうすると精液等の販売の一つの形態として、精液等を販売する際に契約を結ぶことが重要である。例えばこれは私が飼養している牛にしか使わない、第三者には売らない、外国には持ち出さない、このような契約を行えば、持ち出し等を行ってしまった場合は契約違反となり、これに対する法的規制も可能となるのではないか。しかし、契約による規制の場合、相手方と契約をして精液等を販売したが、相手方がその精液等を第三者に売った場合、これを受け取った転得者（第三者）に対しては契約の効力は及ばないという問題点がある。その点で、知的財産権制度は契約関係のあるなしに関わらず、転得者のような第三者にまで効力が及ぶようになっている。具体的に言うと特許権や不正競争防止法で規定されている営業秘密、この二つが挙げられる。知的財産権制度を和牛遺伝資源の問題に適用していく際のポイントの一つは、特許権、営業秘密を例に挙げると、原則として、すでに公知となっているものに対しては知的財産権が及ばないという点である。これについては、いまさら特許は取れないし営業秘密にもならない。知的財産制度の対象になるのは、今の段階でまだ一般に販売等されていない精液ということになる。

特に特許は発明に対して付与される権利であり、今までなかったものに対して与えられる。例

えば今までになかった遺伝形質を持った牛を対象にして、その牛を作ったり売ったり使用したりすることを特許として保護することができる。特に特許の場合は、5年、10年というスパンで今後こういった新たな和牛、いわゆるスーパー和牛を作っていくかという戦略、ビジョンと密接にかかわるだろう。不競法の中の営業秘密に関しては、平成18年に東京地裁の判決で生物そのものが営業秘密と認めたものがある。生物＝情報とするのは一見違和感があるが、生物は遺伝情報を持っているという観点から生物も営業秘密であると認められている。ある特定の黒毛和種の精液が営業秘密であるとし、法的に保護するという可能性はあるのかもしれない。知的財産制度は、専門外の方にとっては難しいと思うので適宜ご質問いただきたい。

（島田座長）まず契約が大事ということですね。

（櫻井委員）契約というものは、その後の話を事前に決め、持ち出すのは契約違反としたり、契約といった手続きをちゃんとやったりすることで、不正流通の抑止にもなると思う。植物の世界でも種子等を販売するときに契約を結ぶ例が増えている。

（高橋委員）この検討会が設置された経緯が今回和牛受精卵・精液が不正に中国へ持ち出そうとしていた事案があったためであることを会議の冒頭に枝元局長からご説明いただいた訳であるが、私も、対象となった和牛精液を生産している。この場では、種雄牛を持っている家畜改良事業団として一言、感じていることを申し上げたい。当団は都道府県や農畜産業振興機構、また、中央関係団体に出資いただいて成り立っている一般社団法人であり、我が国の和牛の能力改良の一翼を担っていると自負している。改良の源泉となる優秀な能力を有する種雄牛を作出し、選抜する。そして、その精液を広域的に配布し、国内の雌牛と交配してもらい、次の優秀な世代を作り出すことで我が国の和牛改良を押し進めることができる。当然、種雄牛の造成については、優秀な雌牛と雄牛を計画的に交配して雄子牛を生産することから始まるが、その優秀な雌牛は国内の生産者が飼育している雌牛であり、その所有者の理解と協力があって初めて計画交配が実施できるものである。そのため、狭き門をくぐり抜けて選抜された優秀な種雄牛の貴重な遺伝子は国内で活用するもの、すなわち我が国の共有財産として国内の生産者に還元すべきものと強く認識している。それが今回、和牛遺伝資源を海外へ持ち出そうとした者がいることが発覚した。その行為は当然、看過できず、我々の目的にも反している。そのような観点からも精液や受精卵の適正な流通管理について現在国が定めているルールの遵守、あるいはそこに改善の余地があるならば、そういった流通管理についての検討が必要であると考えている。

（島田座長）続いて林委員。

（林委員）各委員から話があったとおり、遺伝資源というのは品種改良における長年の研究開発努力の結晶である。その結晶になっているものは遺伝情報であり、それが形となっている媒体が精液、受精卵及び生体である。今回の事案によって、過去の平成18年の中間とりまとめを経た平成19年の施行規則等の改正を経てもなお、トレーサビリティや契約管理だけでは遺伝資源の不正流通を止めることはできないことを示していると考えている。現行の家畜改良増殖法の第14条の譲渡等の制限

に関しては、第 39 条で 50 万円以下の罰金刑が課されているが、精液等の差し止めや侵害賠償が請求はできない。では、どんな手が打てるかというところで櫻井委員から知的財産の観点から話があった。平成 18 年の検討では UPOV 条約の要件のような区別性、安定性、均一性が和牛では確保できないということであった。その段階では知財としての保護というのは、営業秘密等に該当すれば保護はあったが、特許権未満で営業秘密の要件にも該当しない研究成果のデータを保護する枠組みがなかった。しかし、平成 30 年に不正競争防止法の改正があり、今年の 7 月に施行となるが、限定提供データという考え方が世界に先立ってつくられた。これは特許や営業秘密に該当しないデータであっても、不競法では要件を特定し、保護の対象となる情報がカテゴライズされており、対象となるデータについては、提供目的や提供先を特定して提供した際に、その限定約束の違反をして流通したものについては差し止めや損害賠償の対象にするという新しい規制が始まる。データ一般については、どのようにカテゴライズするかは取引の安全の予測可能性を担保する観点から非常に大きな論点となり、経産省における昨年の不正競争防止法の改正においては様々な団体から意見を聴取し、対象を条文で非常に精緻に特定した。不競法においては流通規制も抑制的に定めているが、一方で和牛については、紹介があったとおり、何代も遡っても牛の能力や祖父母からの情報等を特定する証明書も存在し、さらに、流通についても証明書等があり、既にある程度トレーサビリティや公示性が整備されている。今後はこのように特定されている和牛の遺伝資源情報の不正流通を差し止め、損害賠償請求を可能にすることで改良研究の成果を確実に保護する新しい制度の仕組みを検討することが必要であると思う。いくつか論点があるかと思うが、今後は現場の意見や制度に詳しい方の意見を伺いながら議論していきたい。

（島田座長）不正競争防止法の改正が今年 7 月から施行されることに合わせ、何らかの保護方策がとれないかという検討を進めたらよいのではないかということか。

（林委員）どの法律を根拠法とするか、どの範囲を対象にするかなど、色々な論点があるかと思うが、考え方として、既存の知的財産権の要件を満たさない情報（データ）についてもその知的財産としての利益を保護する制度を我が国においては既に作ったということで、これを参考に品種改良の成果である和牛の遺伝情報についても検討できるのではないかという考えである。

（島田座長）続いて宮島委員。

（宮島委員）我々も家畜人工授精師協会は家畜人工授精技術の向上や畜産振興、さらに新しい技術の発達に対応することを目的として昭和 31 年に設立され、昭和 41 年には社団法人となり、現在は一般社団法人となっている。私どもの人工授精師については事務局のほうから説明があったが、人工授精師の利用・流通は主体的になってきている。そこで適正な流通については常に協会全体としても各県協会としても真剣に取り組んでいる。しかし、私どもの会員は家畜人工授精師と獣医師がいるが、家畜人工授精師の活動形態は様々であり、自ら人工授精所を開設している者もいれば、県の施設に従事している者もいる。さらに自らが畜産農家で自らの飼養する雌牛に人工授精業務を行う者もいる。人工授精師については、都道府県が人工授精師の免許を交付し、また家畜人工授精所についても認可している。我々も人工授精師の活動実態を把握していかななくてはならないという考えのもと、動態調査・動静調査を県を通じてしているところであります。その結果、現在は有資格

の人工授精師は約 7200 名、獣医師は約 1900 名でおよそ 9000 名となっている。その中で我々の協会に所属しているのは 45 都道府県であり、会員数は 3750 名程度で有資格者の約 4 割が協会に所属している。その会員に対して我々は様々な内容の周知活動等を行っているが、協会会員以外については県のほうから指示をすることとなっている動態調査や動静調査をする際に、各県の調査結果については各県が把握している必要があると考えるが、県から提供いただくデータについて前年から更新がないなどということもある。我々の会員については周知等の徹底は可能であるが、会員以外については県から徹底をお願いせざるを得ない。そして、人工授精師の業務を担う我々の側から見た際に、今回の遺伝資源の持出し事案の中でどのような事が課題になっているのか、例えば人工授精師のモラルの欠如、周知の不徹底等、考えていきたい。協会会員については県協会を通じて国からの指導等について周知徹底を図っているが、協会会員以外については都道府県からの周知等について徹底をお願いしたい。平成 18 年の検討会での議論として資料の 3 の 1 ページに示されている取り得る対応の中の流通管理の取組については、協会会員においては周知している。本日開催された人工授精師の全国大会に参加していた各県の会長にも聞いてみたが各県行っているとのこと。資料 2 の 6、7、8 のページあるように農家は規制の対象から除外されている。一方で家畜人工授精師については厳しい罰則が存在する。そのため、農家に対する規制について検討していただく必要がある。資料 3 の 8 ページにあるように、我々家畜人工授精師は流通の最後にあたる、どの雌牛に注入したかまで記録することとなっているが、それらの記録がどこまで確実に行われているかの確認をどこがどのような形でやるのかということも重要になってくるのではないかと思う。

（島田座長）ありがとうございました。最後の部分にありましたように使用の最終的な確認を誰が行うのか、新たに課せられる業務について、今後十分に検討する必要があると考える。一通り、委員の考えや意見を聞いたところでこの後は論点を絞って意見交換していきたい。最初に本検討会の名称にもある流通管理について議論したい。現状の流通管理でさらに徹底すべき部分があるのかどうか、トレーサビリティはどこまで可能なのか、またそれを行ったときの現場の負担についてどう考えるかについて宮島委員に補足をお願いしたい。

（宮島委員）精液の取り扱いについては可能な限り流通管理を高めていかなければならないと考える。既に人工授精師や獣医師にはかなり厳しい規制がされており、罰則も厳しいものが規定されている。一方で、自家利用のための採精や受精卵の移植について、実態はどうなっているのか聞きたい。本来、県が把握すべきであると考え、その把握状況は県によって様々であると聞いており、その点も課題になってくるのではないかと考える。今回の事案については現在告発中ということであるため、何も把握していないが、その詳細が明らかになった際には課題が見えてくるだろう。

（島田座長）冒頭で申したように若い頃に家畜の育種と繁殖に携わっていたが、繁殖の研究員が発情牛に人工授精をする際に、精液保管庫から精液を運ぶ仕事をしていた。その際に授精証明書は事務室で管理しているが、今在庫がどのくらいあるのかを把握するために、精液保管庫に台帳があり、何月何日に何番の牛に精液を注入したのかを記録していた。このような在庫管理をやらなくては、本当は 1 回でついたが 3 回でやっとなつたということにし、2 本余らせ、その余った分をプールするなどインチキをしようと思えばいくらでもできてしまう。そのため、台帳のようなもので整理すべきであると考え、そのようなもので管理はしているのか。

（宮島委員）その点については過去にいくつかの人工授精所の実態調査をしたことがあったが、在庫管理は聞いているなかではしっかりと行っているということだった。在庫そのものが常に右から左に流れるためないというところがあったが、いずれにしても基本的には人工授精簿は整理しなくてはならないことになっているため、資格を持っている人工授精師については人工授精簿によって管理しているものとする。これは私どもの協会会員の中の話であるため、会員以外については把握していない。

（島田座長）凍結精液等を生産している立場から高橋委員に流通管理の強化について補足してもらいたい。

（高橋委員）資料2のページ6にある流通イメージを見ながら話したい。最終的には牛を飼育している畜産農家で授精が行われるが、その間の流通は家畜人工授精所によって流通が担われている。これを具体的に申すが、家畜改良事業団の事例として聞いていただきたい。私どもは都道府県から出資してもらっているということもあるため、基本的な流通は「精液取扱窓口団体」と称する、資料で言うと畜産協会、農協、農済等にあたるところを県に1か所または2カ所程度設置してもらい、私どもはその窓口団体に販売をしている。窓口団体は人工授精師や人工授精所、農家に販売する。または、農協に販売し、農協が農家に販売する等、流通形態は県によって非常に多様である。そのため、流通管理をすると一言言っても非常に難しい。生産履歴については家畜改良増殖法で定められているとおり、私どもできちんと管理している。そして、当団が販売した窓口団体や生産者の販売内容については販売データとしてシステムの中で管理している。窓口団体が販売したその先については、精液証明書の裏書きの部分で管理され、それが順守されているだろう。そこで、一つ紹介したい。一本一本の精液ストローにバーコードをつけて流通管理ができないかというアイディアである。これについては平成19年から平成23年まで国の補助事業で0.5ccの凍結精液ストローに種牛の名前を印字するとともに、バーコードも印字して、流通する精液を管理するモデル事業を行った。ストローは非常に細く、取扱いが微妙であるため、印字されるバーコードは一般的なバーコードではなく、一次元バーコードと言われるものである。そのため、種雄牛の個体識別番号及び精液の生産年月日だけが印字可能である。

本来であれば、一本ごとにバーコードを変え管理できそうに感じるが、なかなか難しいのが現状。現地で授精した後にそのストローの使用情報を受けて初めて、どこで使われたのか分かる。凍結精液は、 -196°C の極低温化で保存しているので畜産協会、農協途中等で途中の流通を確認することはできない。現実的には、我々が販売した精液ストローが使用されて初めて使用情報が分かるだけであって、流通途中にある本数や未使用の在庫本数を把握することはできないと考えている。

（島田座長）流通過程でバーコードを確認することは難しいと理解した。

（高橋委員）この取組は使用ストローのバーコード情報を当団の管理システムにアクセスしていただいて、当団の生産データと照合を行うことで精液ストロー等の使用情報が分かるようになるもの。

（島田）ありがとうございました。引き続き契約に基づく使用制限や差止請求ができる可能性を示

された点について、林委員から説明をお願いする。

（林委員）櫻井委員からは、営業秘密の観点で契約による秘密管理についてお話しがあったと思うが、営業秘密に該当しない場合でも、提供する情報の利用を制限するためには、制限について合意した契約を締結しておくことが大前提。ただし、契約は当事者の間でしか効力がない。契約を結んだとしても、それだけでは契約に反して転売された転得者に対して差止めることはできない。そこで転売されたものに対しても差止めしようとするのであれば、法律で新たな制度を設ける必要がある。法制度において新たに差止請求権や損害賠償請求権を規定する際には、どういう対象についてどういう不正利用がされた場合に行使できるかという要件決めの検討が必要。

（島田）ありがとうございます。この点について櫻井委員から補足があればお願いしたい。

（櫻井委員）不競法の行為類型のうち本件においては、営業秘密が参考になるのではないかと。牛の精液そのものが営業秘密どうかは問題となるが、営業秘密となるためには要件が必要となる。一つ目は非公知性、二つ目は秘密管理性、三つ目は有用性、牛の精液の場合、有用性は満たしている。そうすると非公知性及び秘密管理性が必要となる。一つでも欠けると営業秘密ではない。すでに守秘義務を課すことなく売られている精液等は営業秘密にはならない。しかし現段階でまだ一般に販売等されていない種雄牛の精液は営業秘密であるといえる可能性がある。精液等を営業秘密として保護するためには、精液等を販売する際に、契約によって非公知性・秘密管理性を担保するということが必要。

（島田）ありがとうございました。契約に関する話題については重要だと考える、2回目以降も重点検討事項として意見交換をしたいと思います。続いては自主規制について、穴田委員からお話しをいただきたい。

（穴田委員）結論から言うと、自主規制には限界があると考えている。会員として参加いただいている方々については、遺伝資源の保護という点については理解をいただいていると思う。協議会としての取組としては、年1回の総会を開催し、情報交換を行うことで海外持ち出しに対して牽制を行ったり、ポスターを各所に配布したりすることで海外への持ち出しの牽制に努めている。冒頭でも述べたが、流通の中で中間の販売者に対してどのような制限を行っていくか、すでに廃業した人工授精所をどのように扱うかという点について検討の余地はあると考えている。どのような方かわからないが、一定の制限は必要だと考えている。

（島田座長）平成18年の議論において検討されていた知財的な観点について、何か新しい視点での取組が可能かどうか、農林水産省からご発言をお願いする。

（富田部長）家畜改良は、多くの人の努力によって今の和牛の能力が醸成されたと思う。平成18年から10年以上たっているが、当時海外へ持ち出された牛と比べ現在の日本の和牛の能力は非常に優秀であると思料。本日いただいた意見の中で、特に林委員、櫻井委員のご発言については大変参考になった。和牛の能力を新たな知的財産として位置付けるという考え方を作ることができればよいの

ではないかと思うが、和牛は多くの人の努力の下でつくられたものであることから、誰に権利があるのか、そういったものをどのように考えていけば先生方のアイディアを実現できるのかどうか、今後更に先生方の意見を伺って検討してまいりたい。

（島田座長）ありがとうございました。これから様々な対策を講じるにしても、公的な資金を使うことがあるかもしれない。その際には、国民の皆様のご理解を得る必要があるだろう。その一方で現在の和牛は、これまでの改良の努力の上で成り立っている重要な財産であると国民へ理解してもらうことも必要だと思うが、小谷委員いかがか。

（小谷委員）和牛の肉としての品質のレベルの高さは国民に知られていると思うが、和牛が家畜改良という努力の上で成り立っているということについて、国民はあまり意識をしていないので意識醸成を今後も図っていくべきだと考える。

（島田座長）ありがとうございました。今回話に上がった、精液の流通管理、契約、自主規制、知財措置については、論点として整理した。次回については、今回の意見を踏まえつつ、現場の実情、特に人工授精師たちの状況について知る必要があるのでヒアリングを行えればと思う。時回の話題については、事務局と相談の上決定させていただく。そのほか補足等あれば願います。

（伏見課長）昨年の事例を受けて行った対応について補足させていただく。昨年の事例を受けて関係団体と協力しながら、管理を徹底するということを注意喚起しておりますので、ご報告させていただく。次回の検討会については、本日の議論を踏まえて課題を整理し示すとともに、実際に家畜改良に携わっている関係者を呼びご意見を伺い、皆様に議論いただきたい。次回の検討会についてもよろしく願います。

（島田座長）以上で第1回検討会を閉会する。ありがとうございました。

以上